

## 区民意見を募集します

※19面から続く。

### 意見提出方法等

#### ● 閲覧場所

各閲覧場所のほか、下記の場所および区ホームページ（トップページ「区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）」）でご覧になれます（休業日を除く）。

- 区政資料室（区役所西棟2階）
- 区民事務所
- 図書館

#### ● 意見提出方法

はがき・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見提出用紙に書いて、各意見提出先。ご意見には、住所・氏名（在勤・在学の方は、勤務先・学校名と所在地、事業者の方は事業所名と所在地、代表者の氏名）を記入（区ホームページにもご意見を書き込めます）。※後日、いただいたご意見（原則全文）は、区ホームページで公表するほか、ご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、広報すぎなみや区ホームページ等で公表する予定です。ご意見の全文公表を望まれない方はその旨を書き添えてください。※住所・氏名を公表することはありません。

## 杉並区個人情報保護条例の改廃（案）

### ◇ 概要

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、国・民間・地方公共団体それぞれの個人情報保護制度の不均衡・不整合を是正するために法体系を一元化し、データ保護に関する国際基準に対応することを目的に、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」）が改正されました。

5年4月1日から法が地方公共団体へ適用されるため、区は現行の「杉並区個人情報保護条例」を廃止し、法で委任された事項等を規定する新たな条例を制定することで、適切な個人情報の保護を行っていきます。

### ◇ 新たな条例に規定する主な事項

開示請求等における手数料、個人情報登録簿の作成・公表、開示請求等の手続き、審議会への諮問に関する規定



▲ 骨子案

◆ 閲覧・意見募集期間 5年1月4日まで

◆ 意見提出・問い合わせ先 情報管理課情報公開係 ☎3312-9912 ✉JOSEI-K@city.suginami.lg.jp

## ①（仮称）杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（骨子案）

### ◇ 概要

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまちの実現に向け、「（仮称）杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を制定し、区・区民及び事業者の果たすべき責務及びパートナーシップ制度をはじめとする区の取組の基本事項を定め、推進していきます。

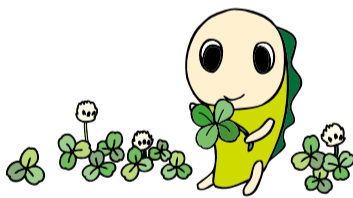
また、すべての区民が性を理由とした差別等を受けることなく、自らの意思により、あらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されるよう取り組みを推進します。

### ◇ 条例の主な項目

- ・ 条例の目的、基本理念
- ・ 区、区民と事業者の責務及び性を理由とする差別等の禁止
- ・ 区の施策の基本的事項（相談体制の整備、苦情の申し出、パートナーシップ制度の実施（※②の制度案参照）、広報啓発活動）



▲ 骨子案



◆ 閲覧・意見募集期間 5年1月4日まで

◆ 閲覧場所 区民生活部管理課男女共同参画担当（区役所西棟7階）、男女平等推進センター（荻窪1-56-3）

◆ 意見提出・問い合わせ先 同担当 ☎5307-0681 ✉danjo-t@city.suginami.lg.jp

## ②（仮称）杉並区パートナーシップ制度（骨子案）

### ◇ 概要

パートナーシップ制度は、区長がパートナーシップ関係（※）にある2人の届出を受理したことを証明する制度で、都をはじめとする全国の約240自治体で導入されています。

区では、国による法的な対応がなされるまでの措置として、婚姻制度を利用できないまたは利用しづらいパートナーシップ関係にある2人の生活上の不便を軽減するため、制度の創設・運用を図るものです。

※パートナーシップ関係…互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、日常の共同生活において継続的に協力しあうことを約した2人の関係のこと。

### ◇ 制度の主な項目

- ・ 利用の際の流れ ・ 利用対象
- ・ 届出に必要な書類 ・ 区が交付する書類
- ・ パートナーシップ関係解消時等の取り扱い

### ◇ 届出

予約の上、パートナーシップ関係にある双方がそろって必要書類を持参。  
届出場所=相談室（区役所西棟2階）

### ◇ パートナーシップ届受理証等の交付

パートナーシップ届出書を受け、「パートナーシップ届受理証」を交付。



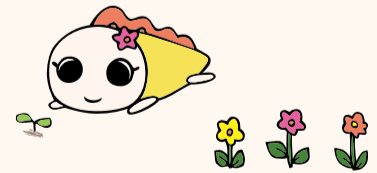
▲ 骨子案

## 杉並区パートナーシップ制度区民説明会

区民意見の募集に合わせて、①②の骨子案についての説明会を実施します。

**日程** 12月18日(日)午後1時～3時・22日(木)午後6時30分～8時30分

場 区役所第3・4委員会室（中棟5階） 区 区内在住・在勤・在学の方 定 各70名（申込順） 申 問 電話・Eメール（12面記入例）に在住・在勤・在学の旨も書いて、12月15日までに区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係 ☎5307-0326 ✉danjo-t@city.suginami.lg.jp 車での来場不可。手話通訳・託児あり（事前申込制。12月9日までに同係）



### 世帯と人口 （住民基本台帳） 11月1日現在（）は前月比

世帯数	日本人のみの世帯	312,742(312減)	合計 326,618 (113減)
	外国人のみの世帯	11,207(203増)	
	日本人と外国人の世帯	2,669( 4減)	

人口（人）	男		女		合計 571,458 (245減)
	日本人	265,763(135減)	288,709(322減)	554,472(457減)	
	外国人	8,583(121増)	8,403( 91増)	16,986(212増)	